

臼杵市ものづくり産業促進事業補助金募集要項

1. 事業の目的

本市における中小企業の成長を促進し、地域経済の活性化を図るため、製造業を営む中小企業者（個人企業含む。以下「中小製造業者」という。）が生産力向上や競争力強化のために行う設備投資に要する費用の一部に対し、予算の範囲内において臼杵市ものづくり産業促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付します。

2. 補助対象者

次に掲げる要件を全て満たす中小製造業者

- (1) 市内に事業所を有すること。
- (2) 創業から1年を経過していること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 次のいずれかに該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

イ 国、県その他機関から補助対象事業について同様の趣旨の他の補助金等を受けている者。

ウ 過去に臼杵市企業立地促進条例（平成19年臼杵市条例第7号）による助成金の交付を受けた中小製造業者で、かつ、交付決定を受けた日から5年を経過していない者。

3. 補助対象事業

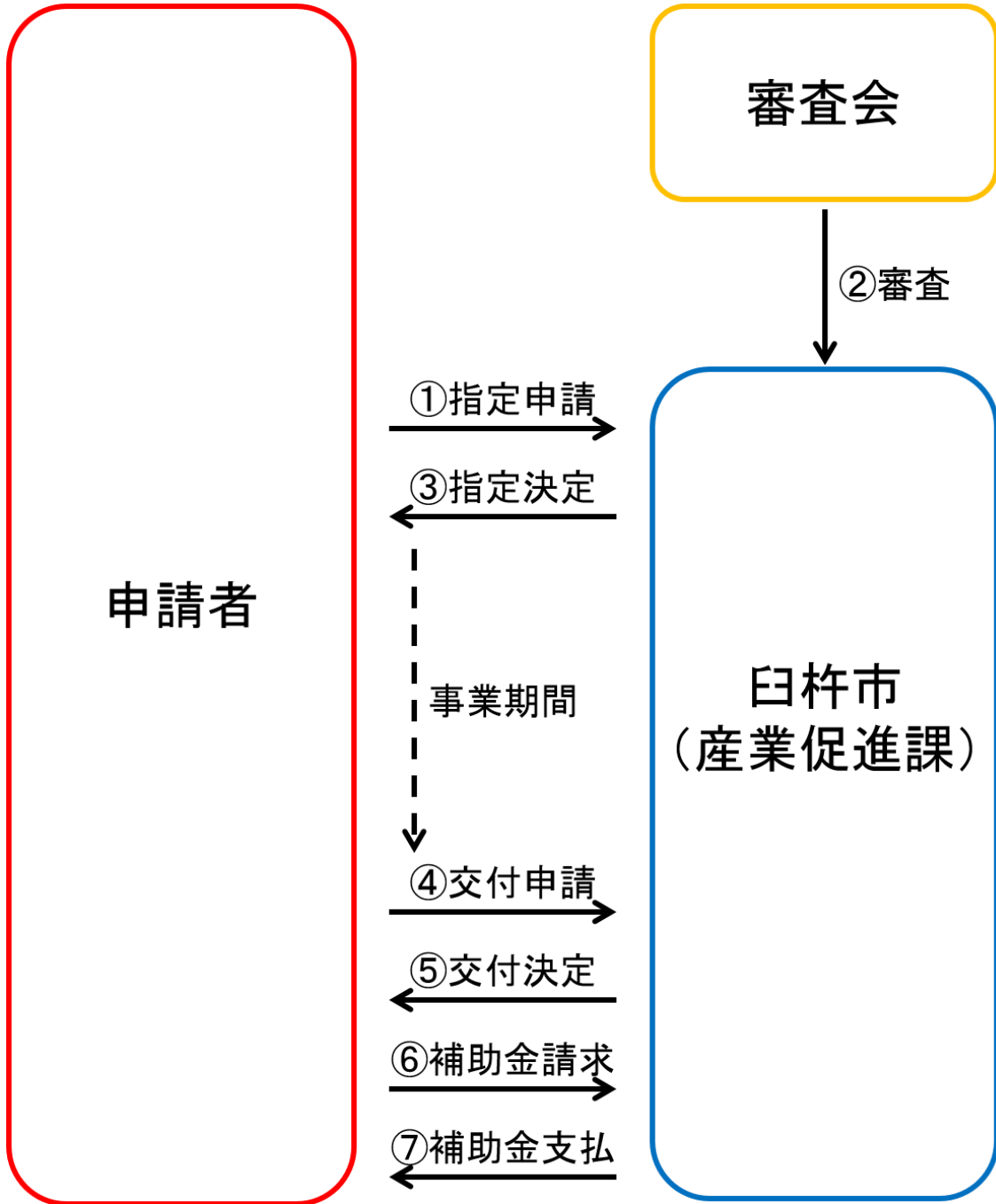
- (1) 生産拡大や効率化を図るために行う新規設備の導入若しくは既存設備の更新
- (2) 販路拡大を図るため県外（国内に限る。）で開催される商談会等に出展する事業

4. 補助対象経費（補助率：1／3以内 上限：200万円）

- (1) 製造設備、モーター、ポンプ類等の汎用機械類、その他各種産業機械及び装置等生産事業（生産、加工）の工程上必要な設備（動力用電気設備、製品の洗浄用・冷却用給排水設備、加熱用のガス設備、ボイラー設備等）、受変電設備等
- (2) 県外（国内に限る。）で開催される商談会等に出展するために必要な旅費、宿泊費、輸送費、出展料

※補助対象経費となる設備等については、原則として市内業者に発注すること

5. 事業スキーム



6. 指定申請の概要

(1) 募集期間

平成30年9月3日(月)～9月28日(金)

(2) 提出書類

- ア 指定事業者指定申請書(様式第1号)
- イ 定款の写し(個人事業主にあつては開業届又は所得税確定申告書の写し)
- ウ 見積書の写し
- エ 設置する設備の製品カタログ等
- オ 工場の現況写真
- カ 商談会等の概要が確認できる書類
- キ 市税完納証明書
- ク 暴力団関係者でない旨の誓約書(様式第2号)
- ケ その他市長が必要と認める書類

(3) 提出場所

臼杵市産業促進課

8. 指定決定

事業内容の審査を行い、指定の決定をした時は、指定事業者指定通知書(様式第3号)により申請者に通知します(ものづくり産業促進事業の補助対象者として指定するものであり、補助金の額を決定するものではありません)。

決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、指定事業者事業計画等変更申請書(様式第7号)により市の承認を受けなければなりません。ただし、軽微な変更で補助対象経費に影響を及ぼさないものについてはこの限りではありません。

9. 交付申請

事業が完了した日から起算して30日以内に、次に掲げる書類を提出してください。

- ア 補助金交付申請書(様式第4号)
- イ 設備の設置状況の写真
- ウ 収支を証明する書類
- エ その他市長が必要と認める書類

10. 交付決定

交付申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知します。

11. 補助金の支払

補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金交付請求書（様式第6号）により請求してください。請求書提出後、1ヶ月程度で支払となります。

12. その他

指定事業者は、この事業の成果について、事業が完了した年度の翌年度以後3年間にわたり、毎年度市長が定める日までに事業状況報告書を提出してもらいます。

【問合せ先】

臼杵市産業促進課

商工・観光連携グループ

TEL : 0972-86-2713

FAX : 0972-64-0203